

機関番号：17102

研究種目：基盤研究（A）

研究期間：2008～2010

課題番号：20243002

研究課題名（和文） ポスト『ゼロ・ワン』時代の司法過疎対策の研究

研究課題名（英文） Explore to the Course of Actions for Legal Service Deficiency in
“Post Zero-One” Era

研究代表者

上田 國廣（UEDA KUNIHIRO）

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：50380647

研究成果の概要（和文）：

当研究では、今後の司法過疎対策の課題として、地域における司法機関や他の紛争相談窓口の動態、地域社会それぞれの固有の特性等との関係の中で検討する必要があること、法律事務所の経営、公的/私的サービスの関係とバランスなどを検討する必要があること、政策に関わる考察には、司法過疎をより一般的な過疎問題の一環として捉える視点や、専門職の養成・教育過程にも踏み込んで検討する必要があること、司法制度改革後の過渡期的状況の中で今後の動きを見据えた情報収集や検討が必要であることを明らかにした。そして、法律事務所による新たなサービス形態や個別分野における今般の司法過疎対策の事情にも目を向けて、司法制度そのものや弁護士を通じてもたらされる法サービスの「質」を決定づける諸側面を明らかにした。

研究成果の概要（英文）：

This study shows the factors which have relations to the courses of actions for legal service deficiency. Especially, the quality of legal service in local areas is depending on not only the service from activities of lawyers, but also the function and location of each courts, the management situation of legal offices, the supplier's balance of legal service between public and private sectors, the relation legal service deficiency with the other social problems which stem from depopulation and the results of the Judicial Reform.

交付決定額

（金額単位：円）

| | 直接経費 | 間接経費 | 合計 |
|--------|------------|-----------|------------|
| 2008年度 | 11,100,000 | 3,330,000 | 14,430,000 |
| 2009年度 | 8,100,000 | 2,430,000 | 10,530,000 |
| 2010年度 | 6,300,000 | 1,890,000 | 8,190,000 |
| 年度 | | | |
| 年度 | | | |
| 総計 | 25,500,000 | 7,650,000 | 33,150,000 |

研究分野：法律実務

科研費の分科・細目：基礎法学・法政策学

キーワード：司法過疎、弁護士、裁判所、法テラス、ひまわり基金、公設事務所、法曹養成

1. 研究開始当初の背景

司法過疎地域への従前からの対策としては、地方裁判所の本庁・支部の管轄単位に併

護士が二人未満の地域を「ゼロ・ワン」地域と呼び、「ゼロ・ワン」すなわち「司法過疎」という理解を前提に、この解消を目指して併

護士を配置する施策を基調に進められてきた。そして、この研究の当初、司法制度改革の構想期やその実施過程を通じて、日本弁護士連合会のひまわり基金、日本司法支援センター（以下、「法テラス」と呼ぶ）の活動などにより、そう遠くない将来に、その解消が実現しようとしていた。しかし、これで司法制度改革が社会生活上の医師としての弁護士」という状況に足りたわけではないし、「司法過疎」の問題が解決したのかということ、決してそうとはいえない。そもそも、「ゼロ・ワン」という概念自体が地方裁判所の本庁・支部の配置を基に構想されているという限界を内包しており、より通常的で木目細かな生活基盤となっている行政単位や企業組織や行政組織他、社会生活を支える諸組織や共同体で見た場合はもちろん、九州で言えば長崎や鹿児島、沖縄などに存在する多くの離島や山間部の集落など、裁判所との物理的な距離が存在する地域においては、従前と変わらず、住民や組織・共同体と司法の距離は大きいといえる状況であった。さらに、都市部における「司法過疎」も指摘されはじめた。

この研究は、地方裁判所の本庁・支部単位での「ゼロ・ワン」が解消されたとしても、「司法過疎」という問題の本質は解決されおらず、国民があまねく司法の恩恵を受けるためには、この問題の再定位が必要であり、さらに具体的な施策のあり方を規定する諸要因を探求する必要があるという認識のもとで取り組まれたものである。

2. 研究の目的

本研究は、「司法過疎」問題に注目し、司法制度改革や弁護士会の取り組みによる従前からの司法過疎地域対策のあり方とその実効性を検証するとともに、ITを含む技術革新の普及の事情、司法過疎地にありがちな少子・高齢化などの社会事情、弁護士の増加という現在進行型の事態を具体的に上げ、ポスト「ゼロ・ワン」時代の司法過疎対策や弁護士活動のあり方の新たなパラダイムと具体的な展開イメージを検討・構想することを目的とした。

3. 研究の方法

本研究は、ポスト「ゼロ・ワン」時代の司法過疎対策のための司法制度や弁護士活動のあり方の新たなパラダイムと具体的な展開イメージを検討・構想するために、次の取り組みを行った。

(1) 司法過疎対策の現状把握と政策目標の策定

司法制度改革以前及び以後の弁護士会や法テラスの取り組みによる司法過疎地域対策のあり方とその実効性の検証（司法制度下の司法過疎対策）

自治体等による法律相談の実施状況やその実施の経緯、効果の把握（司法制度外の司法過疎地の法サービス）

(2) 政策目標実現のために必要な具体的な施策のあり方や、司法制度、弁護士活動のあり方のモデルの検討、構想、提示。

「4大学連携」の各法科大学院が実施する司法過疎地における法律相談の実施過程の詳細や効果の把握、

の中で十分な法サービスの提供を成立させるための諸条件の解明、ITによる遠隔コミュニケーションの実用性の研究。

(3) 他の法科大学院の司法過疎地における法律相談の実施の経緯、実施過程、成果についての調査や司法過疎地で活躍する実務家を招いての研究会の開催や、実地調査に同行してもらうことで、共通認識のもとでの研究成果の検証を可能にすること。

(4) (1)(2)(3)の成果の上で、司法過疎の問題を法サービスの提供とその質を中心として捉え直し、「法律専門実務家への接近可能性とその結果としての法律サービス提供と獲得の社会的パターン」に注目しながら研究を進め、今後のあるべき司法政策としての「司法過疎」問題の把握方法と政策目標を策定・提言を行い、法曹養成課程における教育に反映させること。

4. 研究成果

(1) はじめに

当研究の研究期間の間に実施されていた「司法過疎」対策は、司法制度改革後の諸策の効果とともに、わが国の法と社会に確実に影響を与えている。この研究では、政策上の課題として設定された弁護士「ゼロ・ワン」地域の解消の目的を契機として、あらためて司法過疎対策の課題にとりくんだ。研究成果を報告するにあたり、司法過疎に注目することによって浮かび上がる「法と社会」という観点から、司法過疎対策の課題と展望をまとめておく。なお、ここでは、当研究の成果の集約的な報告である『法学セミナー』誌613号(2011年1月)の諸論考に拠りながら報告する。

(2) 法の支配を実現する社会過程

司法過疎という問題を捉え直すに当たって、当研究で得られた成果は、「司法過疎」とされる地域で法の支配を実現するため社会過程への注目があらためて必要であると言うことである。

こうした社会過程に目を向けると、様々な事情が司法過疎地に「法」を供給する実態に影響を与えていることがわかる。こうした見方に沿って、以下、当研究の成果として、司法過疎対策における「法」の獲得/

供給体制とその課題を取り上げる。

地域の法サービス獲得 / 供給ネットワーク

そもそも法律専門実務家が少ない司法過疎地域では、法律専門実務家以外の人々がそれぞれに対応可能な紛争類型に合わせて関係者に接続して紛争解決に当たったり、法律専門実務家に接続したりする現象が見られた。櫻村志郎神戸大学教授の研究でも、司法過疎地には、市役所、社会福祉協議会、警察、駐在所などが中心となって構築している「相談者ネットワーク」と呼ぶべきものが見いだされると報告されていた。こうしたものに弁護士等の法律専門実務家が組み込まれたり、組み込まれなかったりするとされていた。こうしたネットワークでは、法サービスの供給者としての司法書士の役割も小さくないことが言及されている。

当研究で正込 [2011] が紹介した「奄美方式」と呼ばれている取り組みは、法サービス獲得 / 供給の社会過程という視点から言えば、この「相談者ネットワーク」の一類型と言えそうであり、行政機関の担当者が、法律問題と思われる案件を弁護士等の法律専門実務家に繋いできた事例である。この取り組みは、当初は島内の事務所より、むしろ主として島外の法律家との接続の取り組みであった。それが、ひまわり基金、法テラス、弁護士法人支所等法律事務所の進出に伴い、相談者ネットワークの中に新たな法サービスの担い手を取り込み、島内の弁護士への接続に中心を移しつつ、必要に応じてすでに確立したネットワークを通じて島外の弁護士に接続する方向にシフトしているように見える。

また、いわゆる法テラス 4 号事務所は、飯 [2011] が言及するとおり、公的機関としての市民からの信頼に加え、裁判所の窓口や自治体等地元行政機関からの紹介が集まりやすく、自営の弁護士やひまわり事務所、弁護士法人の従たる事務所（以下、法人事務所支所）等に比べて案件確保に優位性があると言われる。法テラスでは各支部で地方協議会を開催して司法書士会や自治体等関係機関の担当者を集め、法律相談以外の相談事案の紹介先としての役割を依頼・説明すると同時に、法律問題を弁護士に接続することをはじめ、必要に応じて各機関の横の接続を行う役割を説明しており、それを実践している。また、吉岡・草鹿 [2011] が紹介するとおり、弁護士自身が地域社会との連携を求める活動の志向も見られる。このように法テラスが直面した案件の関係者との受け渡しの相互性を持つ関係は、「相談者ネットワーク」に擬似的であるが、その基盤が個人的であったり本務の延長の位置であったりするのではなく、そ

のものを本務とする制度的基盤をもつことは、これまでとは異なる事情にあると考えるべき部分があり、その点でのさらなる探求が必要となる。

このように、地域における法サービスの担い手の受容や、法サービスの獲得 / 提供のパターンは、紛争の展開過程として現れるこうしたネットワークの在り様やその変容と一体のものとして理解できる。武田 [2011] が紹介する、琉球大学法科大学院が取り組む渉外家族法分野については、「相談者ネットワーク」が構築されにくい社会事情の一例が浮き彫りにされている。一時的な法律相談を実施する際の告知・広報の方法や、東京や大阪の法律事務所による地方局でのテレビ CM による広告や IT の普及や利用とその成果についても、このコンテキストの中で理解することが可能である。

供給される法サービスの「質」の制約

-1 弁護士の進出の現状と意義

満たされるべき法サービスへのニーズが想定される場所へ弁護士が向く。これが、司法過疎対策の基本的対応である。司法過疎地に弁護士が赴くに当たっては、その活動基盤を背景としたバリエーションがある。

飯 [2011] で示されるとおり、「ゼロ・ワン」解消を目前としているわが国における司法過疎対策は、弁護士会等の先導による活動やひまわり基金を基盤とした活動に誘発されつつ、日本司法支援センター（以下、法テラス）の設置を経て実現されてきた。地域に弁護士が常駐する事務所を設けることが、ひまわり基金自体の目的であり、また、法テラスによる司法過疎地への固有の施策であって、司法過疎地はそうした「スキーム」に支えられているという。

また、司法過疎地への設置が認められている非常駐の法人事務所支所は、弁護士法人という経営母体を背景として設置されている。司法過疎地への法人事務所支所を積極的に展開しているところでは、法律扶助制度の積極利用など、従来の事務所経営とは異なる事業モデルを模索していることがうかがわれる。

既存の研究では、「公設弁護事務所の設置の後、どこでも、裁判が増加している」ことを指摘し、「弁護士の仕事が結局は裁判であること、そして、地方小都市にも潜在的裁判事件が眠っていると推測されることなど……司法過疎地の事情を考えると当然のことである」とするものがあつた。ひまわり事務所や法テラス 4 号事務所、法人事務所支所のような背景となる組織基盤を有し、受任を前提とする弁護士の進出は、地域住民が求める法サービスのコアである、「判決」を獲得する可能性が高まるという点で

大きな恩恵をもたらす。

-2 遠隔地における相談の可能性と限界

しかし、すでに述べたとおり、現状でこれらの施策が実現しているのは、地方裁判所の本庁/支部を単位とする「ゼロ・ワン」であり、その背後には広大な荒野が広がる。

司法過疎地における法サービス供給があると言える最低限の形態は、法律相談が実施されているということである。そこでは法律相談で問題を発見し、訴訟に繋ぐことが期待されているが、これが十分展開されているかが問われる。司法過疎地におけるこうした法律相談は受任に至るかどうかという点で、大きな制約がある。

猿渡 [2011] が取り上げている、地元弁護士会の活動による不定期の法律相談活動や鹿児島大学や熊本大学が取り組むような法科大学院による授業としてのクリニックや地域貢献活動などがその例である。

また、各地域の弁護士会は自治体と協力するなどして、月に数回など定期的に法律相談窓口を設ける法律相談センターを展開したり、自治体の相談窓口のひとつとして弁護士を派遣したりする活動を行ってきた。自治体や社会福祉協議会での法律相談など、猿渡論文の紹介事例や、正達論文で紹介される奄美での鹿児島県弁護士会と奄美市の共同の取り組みなどである。こうした取り組みは、程度の差こそあれ各地で行われており、一定の成果を上げている。

しかしすでに櫻村教授は、こうした司法過疎地での出張型法律相談サービスでは、

地理的遠隔性の存在と人的安定性を欠くゆえに受任困難であり、裁判が起るためには、法的知識だけではなく、人的な手当（代理サービス）が必要だと指摘している。つまり、司法過疎地の住民にとっては、判決という最も重要な法サービスの獲得には、出張相談では不十分だというのである。司法過疎地は、司法のつかない「過疎地」であって高齢化が進んでおり、交通事情も決してよくない。簡易裁判所でさえ、生活圏から遠い。種子島・屋久島の簡易裁判所、家裁出張所には、まず弁護士は現れない。司法書士が関与している事件数も、占める割合は少ないという。そこでの紛争解決事情の一端は、小佐井 [2011] で紹介されているとおりである。

こうしたところでの法律相談では、弁護士は、自分の事務所で受ければ受任可能性のある事案でも、相談者のQOLや訴訟にかかる費用負担、弁護士自身の依頼人との継続的關係の維持にかかるコストとリスクなどを配慮して助言内容や説明の仕方を工夫し、受任を控えることがある。

このように相談時の助言の内容から、受任後の活動にわたる全面にわたって、弁護

士の活動には、地理的事情に加えて、司法制度の中での制度的・社会的事情の影響を受けていると考えるべき側面がある。

この点、野田 [2011] では個別労働紛争の解決システムにおいては弁護士過疎だけではなく、紛争解決システムの利用コストやあっせんにおける対応方法の改善、弁護士の活動可能性を高める上で裁判所の利用可能性を高めるべきことが指摘されている。中島・高平 [2011] では、司法制度改革後のいわゆる被疑者国選弁護制度や裁判員裁判と言った“重量級”の制度導入に伴い、事実上地方の弁護士会会員の負担が加重されたことや新たな専門性を持つ必要の指摘、現状の裁判所・検察の事件処理体制では制度趣旨に添った対応が出来ないレベルにあることが指摘されている。

少なくとも、弁護士の活動の「質」とその成果による紛争当事者・被疑者・被告人が受ける法サービスの質は、裁判所の利用可能性や裁判所・検察の対応力に依存する部分があることは間違いない。

(3) まとめ

小佐井 [2011] が指摘するとおり、司法過疎地での法律相談には、相談者の「知られたくない」という思いが強く感じられる事例が多数存在する。鹿児島大学法科大学院の離島クリニックでも、利用者はわざわざ遠い、それも同じ島内でも自宅から最も遠い相談会場を選ぶことがままある。小佐井 [2011] が注目する島外からの来訪者であることの評価もある。こうした経験を重ねてみると、法サービスを利用する側からの距離感は、身近に相談できるという利便性が全てではないことがうかがわれる。

さらに、司法過疎と呼ばれる地域の人々の生活は、その人々の生活は居住地域で完結するものではない。居住地域の外の人との人間関係や取引関係、集落外に持つ不動産に関する問題など、それも、その生活圏のある都道府県に止まらないものもある。地域内に相手方がいれば、産業的に共同性を基盤にしなければならない場面もあり、長期的に見ると何かで角の立つことをしにくい関係にある部分もあるが、かえって白黒早く決着をつけた方がよい場合もある。その集落に新たに住むようになった人々との間では、これまでのやり方では通用しない場合がままある。紛争の相手方も、個人から企業まで極めて多様である。通常訴額で測られる紛争案件の規模も小さなものばかりではない。

こうした人々の抱える案件と、法サービスの接点は複層的であり、また、複雑・多様であり得る。本研究では、当面の政策目標であった「ゼロ・ワン」地域の解消の目途

を機として、ポスト「ゼロ・ワン」時代の司法過疎対策の展望を目指してきた。これまでの司法過疎の議論は、民事紛争を想定した弁護士過疎のイメージが強く、裁判所や検察を含む司法制度全体の付置の中で捉えられることはあまりなかったし、個別労働紛争の解決システムで導入されているような行政ADRの機能が言及されることも少なかったと思われる。

司法制度改革の諸施策がほぼ全て実行段階に入ったとはいえ、法曹人口とその分布をはじめ、わが国の法制度の基盤を取り巻く状況は必ずしも見通しが立つほど安定したものではない。そうした状況の中で、従来の政策目標であった「ゼロ・ワン」解消が達成されたとしても、現在の法サービスの制度的な付置の中で、法サービスの量的格差という点での司法過疎は本質的には解消されたわけではないし、新たな段階では、そこで展開されるサービスの質も問題とされるべきである。

本研究で取り上げてきた、法サービス獲得/提供ネットワークの下での諸活動の動態と成果や、裁判所や検察などの制度的な充実度がもつ影響力は、その下で実施される本特集の諸論文で言及される弁護士による当事者への積極的なアクセスやきめの細かい配慮とともに、被疑者・被告人を含む紛争当事者が司法制度そのものや弁護士を通じてもたらされる法サービスの「質」を、決定づける側面を持つと言ってよい。「量」的課題への追求は当然として、「質」的課題を捉えたとすれば、ここに言及した三点が当面の政策課題を考える上での手がかりとなる。

司法過疎の源泉は、司法過疎地域固有の領域にあるのではなく、人々や制度の活動が接続するわが国社会の全体の社会過程の動態の中に組み込まれている。法の支配の恩恵を適切に人々の生活に行き渡らせるのであれば、これまでの司法過疎地に対するセカンド・ベスト志向を捨てて、事態を把握するためにそうした視座に立ち返ることが必要である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計20件)

上田 國廣・米田 憲市「司法過疎」対策のセカンドステップに向けて」法学セミナー673号 pp.2-3 (2011)

米田 憲市「離島等司法過疎地における法律相談実習」自由と正義No.723 pp.63-65

米田 憲市「鹿児島大学法科大学院の実習・臨床科目の効果と意義 - 社会との関わ

りの視点から」法曹養成と臨床教育 No.2 pp.138-145 (2009)

米田 憲市「司法過疎から見る法と社会」法学セミナー673号 pp.26-29 (2011)

米田 憲市、「臨床教育場面の経験の比較研究」研究チーム「法科大学院の法曹養成課程からキャリア開発まで」臨床法学セミナー, No.9, pp.83-95 (2010)

武田 昌則「涉外家族法問題への対応と展望」法学セミナー673号 pp.23-25 (2011)

小佐井 良太「屋久島法律相談と利用者ニーズ」法学セミナー673号 pp.12-13 (2011)

飯 考行「社会と法 - 法律相談に見る社会の中の方の役割」法学セミナー665号 p.15 (2010)

飯 考行「ゼロ・ワン政策と製法過疎対策の現在」法学セミナー673号 pp.4-6 (2011)

田中 俊夫「熊本件における司法過疎の現状と課題」熊本ロージャーナル No.4 p.27-31

猿渡 健司「熊本県内の過疎地相談の現状と今後」法学セミナー673号 pp.14-16 (2011)

中島 宏・高平 奇恵「刑事司法改革と司法過疎」法学セミナー673号 pp.20-22 (2011)

草鹿 晋一・吉岡すずか「法テラスによる民事司法アクセスの拡充」法学セミナー673号 pp.7-8 (2011)

草鹿 晋一「解題「ロースクール」教育におけるリーガルクリニックの役割について」神山法曹雑誌2号 pp.1-4 (2011)

野田 進「韓国における不当解雇等の労働委員会による救済」季刊労働法 No.226 pp.242-251

野田 進「東アジア労働紛争解決システムの中での日本 その位置と課題」日本労働法学会誌 No.116 pp.50-64

野田 進「イギリス労働紛争解決システムにおける調停」季刊労働法 No.229 pp.205-221

野田 進「個別労働紛争における“司法過疎”」法学セミナー673号 pp.17-19 (2011)

正込 健一朗「奄美方式 - その成立と発展」法学セミナー673号 pp.9-11 (2011)

M. TAKEDA & V. Fry, Legal Clinic Endeavour for International Family Law Clients in Okinawa, 琉大法学 No.83, pp.1-26 (2010)

[学会発表](計7件)

飯 考行「地域司法の視点から見た裁判員裁判」民主主義科学者協会法律部会春合宿研究会 (2010/3/25) 琵琶湖グランドホテル

T. Ii, Stated Barriers to Access to Justice in Japan: Their Collapse and Persistence in Judicial Reform, Fourth

International Seminar on the Dynamics of Law and Europe and Japan, Legal Reform and the Role of the Judiciary (2010/3/20) Université Catholique de Louvain, Belgium

飯 考行「地域紙法論の構想」日本法社会学会学術大会ミニシンポジウム「司法過疎地の法的ニーズと弁護士の新しい職域」(2012/5/8) 東京大学

草鹿 晋一「シンポジウム「司法修習生の給費制」を考える」京都産業大学大学院法務研究科・京都弁護士会司法修習生給費制維持緊急対策本部(共催)(2010/6/30) 京都産業大学

小佐井 良太「司法過疎地における法律相談と利用者ニーズ - 鹿児島県島嶼の事例より - 」日本法社会学会学術大会ミニシンポジウム「司法過疎地の法的ニーズと弁護士の新しい職域」(2012/6/8) 東京大学

野田 進「東アジア労働紛争解決システムの中の日本」日本労働法学会(2010/5/16) 名古屋大学

米田 憲市「臨床法学教育と地域との関わり - 離島等司法過疎地における法律相談実習の試みから」日本臨床法学教育学会(2009/4/26) 早稲田大学

[図書](計1件)

野田 進『労働紛争解決ファイル』労働開発研究会 332 ページ(2011)

6. 研究組織

(1) 研究代表者

上田 國廣 (UEDA KUNIHIRO)
九州大学・法学研究院・教授・弁護士
研究者番号: 50380647

(2) 研究分担者

米田 憲市 (YONEDA KEN ICHI)
鹿児島大学・大学院司法政策研究科・教授
研究者番号: 20283856
山本 悦夫 (YAMAMOTO ETSUO)
熊本大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号: 70230539
前田 稔 (MAEDA MINORU)
鹿児島大学・大学院司法政策研究科・教授・弁護士
研究者番号: 30515341
高良 鉄美 (TAKARA TETSUMI)
琉球大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号: 40175435
岡田 昌治 (OKADA MASAHARU)
九州大学・法学研究院・助教授
研究者番号: 50363297
田中 俊夫 (TANAKA TOSHIO)

熊本大学・大学院法務研究科・准教授・弁護士

研究者番号: 90448514

中島 宏 (NAKAJIMA HIROSHI)
鹿児島大学・大学院司法政策研究科・教授

研究者番号: 00318685

武田 昌則 (TAKEDA MASANORI)
琉球大学・大学院法務研究科・准教授
研究者番号: 60404547

藤田 雄二 (FUJITA YUJI)
琉球大学・大学院法務研究科・准教授・弁護士

研究者番号: 70404548

野田 進 (NODA SUSUMU)
九州大学・法学研究院・教授
研究者番号: 90144419

采女 博文 (UNEME HIROFUMI)
鹿児島大学・大学院司法政策研究科・教授

研究者番号: 50160304

橋本 眞 (HASHIMOTO MAKOTO)
熊本大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号: 20218423

草鹿 晋一 (KUSAKA SHINICHI)
京都産業大学・大学院法務研究科・教授
研究者番号: 30327118

飯 考行 (II TAKAYUKI)
弘前大学・人文学部・准教授
研究者番号: 40367016

小佐井 良太 (KOSAI RYOTA)
愛媛大学・法文学部・准教授
研究者番号: 20443841

猿渡 健司 (SARUWATARI KENJI)
熊本大学・大学院法務研究科・教授・弁護士

研究者番号: 30515474

大野 友也 (OHNO TOMOYA)
鹿児島大学・法文学部・准教授
研究者番号: 70768065

高平 奇恵 (TAKAHIRA KIE)
九州大学・法学研究院・助教・弁護士
研究者番号: 30543160

(3) 連携研究者
なし

(4) 研究協力者

正込 健一郎 (SHOGOMORI KENICHIRO)
弁護士

吉岡 すずか (YOSHIOKA SUZUKA)
明治大学・法と社会科学研究所・客員研究員